

平成31年度公益財団法人須賀川市農業公社事業計画書

1 事業計画の基本方針

定款の目的に則り、公益財団法人としての理念に基づく次に掲げる事業の推進を図る。

- (1) 須賀川市食料・農業・農村基本計画に基づく農業の担い手及び生産組織の育成に関する事業
- (2) 生産性の高い農業生産基盤等の整備に関する事業
- (3) 農業の持続的発展を支える環境整備に関する事業
- (4) 農村の持つ機能の保全と農村の活性化に関する事業
- (5) 農産物の生産及び消費振興に関する事業
- (6) その他公社の目的を達成するために必要な事業

なお、事業の推進に当たっては、株式会社ドリームファームすかがわ岩瀬と緊密に連携する。

2 事業実施計画の具体的取組内容

(1) 農地の集積に関する事業

ア 農地利用集積円滑化団体として、高齢等による離農農家の農地を規模拡大による経営の効率化を目指す地域の担い手農家等へ集積し、効率的な経営基盤の整備に寄与する。

イ 現在契約中の農地の賃貸借料や手数料の継続管理を行うとともに、担い手農家等に対し農地中間管理事業の活用を斡旋する。

(2) 耕作放棄地の再生・利用に関する事業

ア 耕作放棄地の再生を図り、食料生産基盤である農地としての機能を回復するため、市の特産品開発業務委託事業を活用し、ナタネ栽培を行い、収穫したナタネは菜種油として学校給食へ提供する。

イ 再生した耕作放棄地は、担い手へ引き渡すことが本来の目的であるため、担い手が容易に営農再開できるよう、農作物の栽培を行い、農地としての利用を継続する。

ウ 利用した農地の収穫物は地産地消推進のため直売所、ホームページ等で販売

する。

エ ナタネ栽培ほ場を整備し、小学校の総合学習の場として提供するとともに、農作業体験の指導等授業の支援を行う。

オ 一般消費者に農業の魅力に触れてもらう機会を提供するため、耕作放棄地を活用したにんにく栽培講習会を開催する。

(3) 農作業の受託に関する事業

ア 水田での転作を推進するため、汎用コンバインやトラクター等の農業機械の活用により、大豆、ナタネ、そば栽培の作業を受託する。

イ 受託作業により収穫した大豆の買い入れを行い、味噌や豆菓子などの加工品として販売し、地元産品の振興に努める。

ウ 多忙な兼業農家や労働力が不足している農家を支援するため、農道、畦畔の草刈りや耕起など農地等の管理作業を受託する。

(4) 農業機械の貸出に関する事業

ア 農家が個々に所有するには非効率的な農業機械類を公社が貸し出し、担い手農家の経営を支援する。

イ 樹木粉碎機については、チラシ配布などの広報により、活用を呼びかけ、資源循環型の環境整備に寄与する。

(5) 新規就農者育成事業

岩瀬きゅうり生産の担い手確保を図るため、農業経験未経験の就農希望者を募集し、1年間の研修を実施し、就農へ向けた支援を行う。